

福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び高齢者が重症化する危険性が高い新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業費を補助することにより、防災・感染防止体制の強化に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付については、次の事業を対象とする（以下「補助対象事業」という。）。

- (1) 既存の高齢者施設等（別表中「1 区分」に掲げる施設等、以下同じ。）においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業
- (6) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

(暴力団排除)

第4条 第3条の補助対象事業を行う者（以下「補助対象事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
 - イ 暴力団員が実質的に運営している者

- ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している
- (4) 補助対象事業者(役員等及び実質的に運営している者を含む。)であって、次のいずれかに該当する者
- ア 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第22条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - イ 福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(補助金の対象除外)

第5条 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他事業として適当とは認められない費用

(補助金基準額)

第6条 補助金については、別表の第1欄に定める事業の対象施設ごとに、第5欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額とを比較して少ない方の額を基準額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

民間等の事業者が作成した事業整備計画（以下「事業整備計画」という。）に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	前条に基づく算定方法により、福岡県知事が必要と認めた額	事業整備計画に基づく既存の高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※ 「既存の」とは、協議書提出時点で介護保険事業所としての指定を受けている（有料老人ホームにおいては設置届の提出を行っている）ものを指す。

(2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	前条に基づく算定方法により、福岡県知事が必要と認めた額	事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事	3/4

		費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
--	--	---	--

（３）高齢者施設等の水害対策強化事業

事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに第２欄に定める基準額に補助率４分の３を乗じて得た額を交付額とする。

１ 区分	２ 基準額	３ 対象経費	４ 補助率
高齢者施設等の水害対策強化事業	前条に基づく算定方法により、福岡県知事が必要と認めた額	事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２.６%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

（４）高齢者施設等の給水設備整備事業

事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第１欄に定める区分ごとに第２欄に定める基準額に補助率４分の３を乗じて得た額を交付額とする。

１ 区分	２ 基準額	３ 対象経費	４ 補助率
高齢者施設等の	前条に基づく算定方	事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備	3/4

給水設備 整備事業	法により、 福岡県知事 が必要と認 めた額	されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
--------------	--------------------------------	---	--

(5) 高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業

事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額に補助率4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
高齢者 施設等の 防犯対策 及び安全 対策を強 化するた めに必要 な経費を 支援する 事業	前条に基 づく算定方 法により、 福岡県知事 が必要と認 めた額	事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	3/4

(6) 高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

事業整備計画に記載された事業につき、次の表の第 1 欄に定める区分ごとに第 2 欄に定める基準額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	前条に基づく算定方法により、福岡県知事が必要と認めた額	事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

（交付の条件）

第 8 条 この補助金の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）民間等の事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、福岡県知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、福岡県知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業整備計画の遂行が困難になった場合には、速やかに福岡県知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、福岡県知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- （5）福岡県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （6）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了

後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙6の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月10日までに福岡県知事に報告しなければならない。なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は本項第4号の耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) この補助金の交付と対象経費を重複して、国、県その他団体の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 補助対象事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 補助対象事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (13) 上記の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

第 9 条 この補助金の交付の申請は、別紙 1 による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに福岡県知事に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

第 10 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙 2 による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第 11 条 福岡県知事によるこの補助金の交付の決定（変更交付決定を含む。）までの標準的期間は、第 9 条又は第 10 条による申請書が到達した日から起算して原則として 2 月以内とする。

(補助金の概算払)

第 12 条 福岡県知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。補助事業者は、概算払を必要とするときは、別紙 3 による申請書に関係書類を添えて、福岡県知事に申請を行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙 4 による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日（第 8 条第 1 項第 2 号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は別に指示する期日までに、福岡県知事に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに、別紙 5 の様式による報告書を福岡県知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第 14 条 福岡県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第6条、第7条、第9条、第10条、第12条及び第13条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ福岡県知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行し、令和元年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年2月26日から施行する。
- 2 令和2年2月26日以前に交付決定をしたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日以前に交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。
- 2 令和3年1月29日以前に交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 令和3年8月31日以前に交付決定したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に交付決定したものについては、なお従前の例による。

る。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年１０月１７日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 補助率		5 対象経費
			県	事業者	
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業					
スプリンクラー設備					
1,000㎡未満の場合（スプリンクラーの分）	9,710円の範囲内で福岡県知事が認めた額	㎡	10/10	-	事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、福岡県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
1,000㎡未満の場合であって、スプリンクラー整備と併せて消火ポンプユニット等を設置する場合（消火ポンプユニット等の分）	2,440千円の範囲内で福岡県知事が認めた額との合計額	施設数	10/10	-	
300㎡未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で福岡県知事が認めた額	施設数	10/10	-	
500㎡未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で福岡県知事が認めた額		10/10	-	
・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム ・宿泊を伴う高齢者施設等のうち、福岡県知事が特に必要と認めた施設					
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業					
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	福岡県知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等の水害対策強化事業					
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	福岡県知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等の給水設備整備事業					
・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム	福岡県知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業					
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※1） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム ・通所介護事業所（※2） ・老人福祉センター（A型・特A型・B型）（※1） ・老人福祉施設付設作業所（※1） ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※1） ・在宅複合型施設（※1）	福岡県知事が認めた額	施設数	3/4	1/4	
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業					
・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※1） ・上記以外の老人短期入所施設 ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・有料老人ホーム	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で福岡県知事が認めた額	施設数	10/10	-	

※ 定員は30名以上とする。
※1 利用定員に関わらない。
※2 定員は19名以上とする。

別紙 1

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者名
(記名押印又は署名)

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
の交付申請について

このことについて、福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要
綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|----------------|---|
| 1 | 申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 施設種別 | | |
| 3 | 事業整備計画書 | 別添のとおり | |
| 4 | 申請額算出内訳書 | 別紙 1－(1) のとおり | |
| 5 | 誓約書 | 別紙 1－(2) のとおり | |
| 6 | 添付書類 | 歳入歳出予算書(見込み)抄本 | |

別紙 2

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者
(記名押印又は署名)

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
の変更交付申請について

(元号) 年 月 日 介第 号で交付決定を受けた、(元号) 年
度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、福岡県地域介護・
福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり関
係書類を添えて変更交付を申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|-----------------|---|
| 1 | 当初交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更を必要とする理由 | | |
| 4 | 事業整備計画書 | 別添のとおり | |
| 5 | 申請額算出内訳書 | 別紙 2 - (1) のとおり | |

別紙 3

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者
(記名押印又は署名)

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
の概算払について

(元号) 年 月 日 介第 号で交付決定を受けた(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金について、福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払請求額 | 金 | 円 |
| 3 | 概算払を必要とする理由 | | |

- | | | |
|---|------|---------------------------------|
| 4 | 添付書類 | ・ 工事請負契約書 (写し)
・ 工程表 (進捗状況表) |
|---|------|---------------------------------|

別紙 4

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者名
(記名押印又は署名)

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
の事業実績報告について

(元号) 年 月 日 介第 号で交付決定を受けた(元号) 年
度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事業実績について、福岡
県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱第 13 条の規定により、下
記により関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---------------|---|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 施設種別 | | |
| 3 | 事業実績報告書 | 別添のとおり | |
| 4 | 補助金精算額算出内訳書 | 別紙 4－(1) のとおり | |
| 5 | 添付書類 | 別添一覧表のとおり | |

別紙 5

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者名

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金
の年度終了実績報告について

このことについて、福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要
綱第 13 条後段の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり報告します。

記

1 年度終了実績報告書 別紙 5－(1) のとおり

別紙 6

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

法人所在地
法人名
法人代表者名

(元号) 年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の
消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

(元号) 年 月 日 介第 号で交付決定を受けた (元号)
年度福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の消費税及び地方消費税
に係る仕入れ控除税額について、下記の通り報告します。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）第 13 条の規定に
よる確定額又は事業実績報告による精算額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入れ控除税額（要補助金返還相当額）
金 円
- 4 添付書類
3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

（元 号） 年 度 福 岡 県 地 域 介 護 ・ 福 祉 空 間 整 備 等 施 設 整 備 補 助 金 申 請 額 算 出 内 訳 書

施設名	
施設種別	
担当者名	

（単位：円）

事業名	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D（A－C）	BとDを比較して 少ない方の額 E	交付基準単価×単位 F	基準額 (EとFを比較して少 ない方の額) G	補助金所要額 H	抵当権設定 の有無
既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業									
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業									
高齢者施設等の水害対策強化事業									
高齢者施設等の給水設備整備事業									
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業									
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経 費支援事業									
合 計									

（注 1） H欄には、 G欄の額に別表第 4 欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた金額を記入すること。

（注 2） 抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有」と記入すること。

誓 約 書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

所在地
名 称
ふりがな
代表者名

(記名押印又は署名)

福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の交付申請に当たり、申請者及び下記の役員等（申請者の理事、監事及び評議員等並びに当該補助金の交付に係る施設の管理者又は施設長をいいます。以下同じ。）は、下記のことを誓約します。

この誓約の内容と事実が反することが判明した場合は、当該事実に関して福岡県が行う一切の措置に対して異議の申立てを行いません。

また、福岡県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の交付決定後にこの誓約の内容と事実が反することが判明し、交付決定の全部又は一部が取り消された場合には、福岡県に対し、当該補助金の全部又は一部を返還します。

なお、この誓約書の内容について、福岡県が福岡県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等になっている者ではありません。
- 3 申請者及び申請者の役員等は、次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- (1) 暴力団員が事業主又は役員等に就任している者
- (2) 暴力団員が実質的に運営している者
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- (4) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
- 4 申請者又は申請者の役員等（実質的な運営者を含む）は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第22条の規定に基づく勧告を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (2) 福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定に基づく事実の公表を受けた日から起算して2年を経過しない者
- (3) 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 5 申請者又は申請者の役員等（実質的な運営者を含む）が、交付申請後に上記1～4のいずれかに該当することとなった場合には、本交付申請を取り下げます。
- 6 申請者が実施する事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力します。
- 7 上記のほか、関係法令を遵守するとともに、暴力団の排除を推進し、県民の安全で平穏な生活の確保及び福岡県における社会経済活動の健全な発展に寄与します。

役 員 等 一 覧（法人代表者、理事、監事、評議員等、施設の管理者又は施設長を含む。）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	性 別
	役職名・呼称		就任年月日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日

役員等一覧（法人代表者、理事、監事、評議員等、施設の管理者又は施設長を含む。）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	性 別
	役職名・呼称		就任年月日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日
()	年 月 日	〒 —	男 ・ 女
			年 月 日

（元 号） 年 度 福 岡 県 地 域 介 護 ・ 福 祉 空 間 整 備 等 施 設 整 備 補 助 金 変 更 交 付 申 請 額 算 出 内 訳 書

施設名	
施設種別	
担当者名	

	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D（A－C）	BとDを比較して 少ない方の額 E	交付基準単価×単位 F	基準額 (EとFを比較して少 ない方の額) G	補助金所要額 H
当初交付申請額								
変更交付申請額								
（ 差 額 ）								

（注1）H欄には、G欄の額に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた金額を記入すること。

（元 号） 年 度 福 岡 県 地 域 介 護 ・ 福 祉 空 間 整 備 等 施 設 整 備 補 助 金 精 算 額 算 出 内 訳 書

施設名	
施設種別	
担当者名	

（単位：円）

施設名・事業名等	総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その他 の収入額 C	差引額 D（A－C）	BとDを比較 して少ない方 の額 E	交付基準単価×単位 F	基準額 （EとFを比較して 少ない方の額） G	補助金所要額 H	補助金 受入済額 I	差引過 △不足額 J（I－H）	抵当権設定 の有無
既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業											
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業											
高齢者施設等の水害対策強化事業											
高齢者施設等の給水設備整備事業											
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業											
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業											
合 計											

（注1）H欄には、G欄の額に別表第4欄に定める補助率を乗じた額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた金額を記入すること。

（注2）抵当権設定有無欄には、補助財産取得時に併せて抵当権設定する場合「有」と記入すること。

(元 号) 年 度 福 岡 県 地 域 介 護 ・ 福 祉 空 間 整 備 等 施 設 整 備 補 助 金 年 度 終 了 実 績 報 告 書

施設名	
施設種別	
担当者名	

(単位：円)

[illegible]